

三島商工会議所役員・議員の定年に関する規程

(目 的)

第1条 激変する内外の諸情勢にかんがみ、役議員の若返り強化を図り弾力性ある諸事業を展開するため、役員・議員の定年制を設ける。

(役 員)

第2条 役員は次の通りとする。(就任年度11月1日現在)

会 頭	年齢を問わず任期を連続2期とする。 但し特別な理由がある場合は連続3期迄とする。
副 会 頭	年齢満75才
専 務 理 事	年齢満67才
常 議 員	年齢満75才
監 事	年齢満75才

(議 員)

第3条 議員は次の通りとする。(就任年度11月1日現在)

1号議員	年齢満75才
2号議員	年齢満75才
3号議員	年齢満75才

(任 期)

第4条 役員・議員の任期は、3年とする。

その任期は、改選年の11月1日から3年後の10月31日迄とする。

2 補欠で選任された役員・議員は、前任者の残任期間とする。

(参 与)

第5条 参与の委嘱は、2期とする。

以 上

附 則 本規程は、平成9年12月6日から施行する。